

4. 確認資料について

中部地区に主たる営業所のある大臣許可業者の場合、以下の確認資料が「申請」「届出」時に必要となります。

【1部（中部地整分）のみご用意下さい。】

	申請及び届出事項 提出資料	新規	許可 換え新規	股 特新規	業 種追加	更 新	股 特新規 ＋業種追加	股 特新規 ＋更新	業 種追加 ＋更新	股 特＋業 種追加 ＋更新	営 業所の 新設	営 業所の 移転	管 理責任 者の変 更	経 営業務 の追加 及び変 更	専 任技術 者の追 加及び 変更	令 第3条 の使用 人の追 加及び 変更
営業所に関する資料	営業所の所在地付近の案内図 営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公共、公益施設等の位置を明示したもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	営業所の写真【撮影年月日記載】 ①建物の外観 ②営業所名が確認できる入口付近 ③営業所内部 ④建設業法第40条の標識 ⑤エレベーターホールの案内板（ビルに入っている場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	営業所の所在地が確認できる書面 自社所有の場合（以下のいずれか。） ・当該建物の建物登記簿謄本（写） ・当該建物の固定資産物件証明書（写） ・当該建物の固定資産評価額証明書（写） 賃貸借の場合 ・借り主を貴社名義とする当該建物の賃貸借契約書（写） （賃貸借期間が満了している場合については、直近3ヶ月分の家賃の領収書（写）の提出をお願いします。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
経営業務の管理責任者	居所（現在お住まいの場所）が確認できる書類（以下のいずれか。） ・本人宛の公共料金の請求書（写） ・借り主を本人名義とする賃貸借契約書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
	健康保険被保険者証（写） （出向の場合は「出向協定書（写）」も必要です。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
	過去の経験が確認できる書類（以下のいずれか。いずれも「経営業務の管理責任者証明書」の「経験年数」に記載した年数が確認できる分だけ必要です。） ・商業登記簿謄本（写） ※1 ・過去に提出した「経営業務の管理責任者証明書」「変更届出書」の控え ※2 ※3	○	○		▲				▲				○			
専任技術者	居所（現在お住まいの場所）が確認できる書類（以下のいずれか。） ・本人宛の公共料金の請求書（写） ・借り主を本人名義とする賃貸借契約書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
	健康保険被保険者証（写） （出向の場合は「出向協定書（写）」も必要です。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	
	「指導監督の実務経験証明書」に記載した各工事に係る請負契約書（写）	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	
令第3条に規定する使用人	居所（現在お住まいの場所）が確認できる書類（以下のいずれか。） ・本人宛の公共料金の請求書（写） ・借り主を本人名義とする賃貸借契約書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
	健康保険被保険者証（写） （出向の場合は「出向協定書（写）」も必要です。）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
	辞令（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○

○・・・必要

●・・・申請、届出に関わらず「指導監督の実務経験を要件とする新たな者」について提出する場合にのみ必要

▲・・・申請に伴い、新たに「経営業務の管理責任者」を追加する場合は必要

※1・・・経験期間中、役員であったことが確認できることが必要です

※2・・・令第3条に規定する使用人としての期間も含めて申請しようとする場合は、「令第3条に規定する使用人として従事した期間が確認できる資料」及び「所属営業所で取得していた許可業種が確認できる資料」（例：過去に提出した変更届出書の控え）

※3・・・建設業法第7条第1号ロのうち、いわゆる「準する地位」（建設業法第7条第1号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものを定める件）（昭和47年3月8日付建設省告示第351号）の二に該当する者）を要件とする者の場合は、個別に対応しますので、事前に中部地方整備局 建設部建設産業課 建設業係までご相談下さい。